

委託業務特記仕様書（令和7年5月1日以降適用）

（共通仕様書の適用）

- 第1条** 本業務は、「徳島県測量作業共通仕様書 平成21年4月」、「徳島県設計業務共通仕様書 平成21年4月」及び「徳島県地質及び土質調査業務共通仕様書 平成21年4月」に基づき実施しなければならない。なお、これらに定めのないもので、港湾設計・測量・調査等業務にあつては「港湾設計・測量・調査等業務共通仕様書（国土交通省港湾局）」に基づき実施しなければならない。
- 2 ただし、共通仕様書の各章における「適用すべき諸基準」で示された示方書、指針等は改定された最新のものとする。なお、業務途中で改定された場合はこの限りでない。

（共通仕様書の変更・追加事項）

- 第2条** 「徳島県測量作業共通仕様書 平成21年4月」、「徳島県設計業務共通仕様書 平成21年4月」及び「徳島県地質及び土質調査業務共通仕様書 平成21年4月」に対する【変更】及び【追加】仕様事項は、次のホームページに掲載の「委託業務共通仕様書（変更・追加事項）」のとおりとする。なお、入札公告日又は指名通知日における最新のものを適用するものとする。

委託業務共通仕様書について

徳島県HP <https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/kendozukuri/kensetsu/2009033100099>

（共通仕様書の読み替え）

- 第3条** 「徳島県測量作業共通仕様書 平成21年4月」、「徳島県設計業務共通仕様書 平成21年4月」及び「徳島県地質及び土質調査業務共通仕様書 平成21年4月」において、「徳島県電子納品運用ガイドライン【土木事業設計業務編】」とあるのは「徳島県電子納品運用ガイドライン【土木設計等業務編】」と、読み替えるものとする。

（成績評定の選択制（試行））

- 第4条** 当初業務委託料（税込み）が100万円を超え500万円未満及び、変更契約で業務委託料が100万円を超えた土木工事に係る測量、設計、試験及び調査の委託業務（建物調査、不動産鑑定、除草、現場施工管理等の委託業務は除く）は、別に定める「委託業務（土木）成績評定の選択制試行要領」を適用する。
- 2 前項の対象業務の受注者は、契約時、評定の実施の意向について、「委託業務（土木）成績評定に関する意向確認書」を発注者契約担当に提出しなければならない。
- 3 履行途中の評定の意向変更は原則認めないこととする。ただし、成績評定を希望した場合において、完了時、変更契約により業務委託料（税込み）が100万円以下となった場合は、評定は行わないものとする。

委託業務（土木）成績評定の選択制試行要領

徳島県HP <https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/kendozukuri/kensetsu/7215929/>

（受発注者共同による品質確保）

- 第5条** 重要構造物（橋梁、トンネル、樋門、砂防等）設計や、補修設計において、必要であると判断された場合は、情報共有（設計条件の留意点、関連業務の進捗状況、設計変更の提案等）・設計方針の確認を目的とした、合同現地踏査等の発注者、受注者（測量、地質、調査、設計）で設計条件・方針を確認できる場を設けることができるものとする。
- なお、費用及び参加者等の詳細については、監督員と協議の上、決定するものとする。

（ウィークリースタンス）

- 第6条** 本業務は、ウィークリースタンス（受発注者で1週間のルール（スタンス）を目標として定め、計画的に業務を履行する）の対象業務であり、次の各号に取り組まなければならない。
- （1）ウェンズデー・ホーム（水曜日は定時の帰宅を心がける。）

- (2) マンデー・ノーピリオド（月曜日（連休明け）を依頼の期限日としない。）
- (3) フライデー・ノーリクエスト（金曜日（連休前）に依頼をしない。）
- 2 前項第1号は必ず実施するものとし、第2号及び第3号についてはどちらか一方は必ず実施しなければならない。なお、前項第1号から第3号に加えて別の取組を行うことを妨げない。
- 3 ウィークリースタンスとして取り組む内容は、初回打合せ時に受発注者の協議によって決定する。決定した内容は打合せ記録簿に整理し、受発注者間で共有する。
- 4 受発注者は、中間打合せ等を利用して取り組みのフォローアップ等を行わなければならない。
- 5 ウィークリースタンスの取組は、業務の進捗に差し支えない範囲で実施する。

（Web会議【受注者希望型】）

第7条 本業務は、建設DXによる業務の効率化を目的とした「Web会議（受注者希望型）」の対象業務であり、別に定める「Web会議実施要領」を適用する。

- 2 受注者は、Web会議の実施を希望する場合は、業務着手時の打合せにおいて発注者と協議し、実施の範囲等を決定するものとする。

Web会議実施要領

徳島県HP <https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/kendozukuri/kensetsu/5035846/>

（Web検査【受注者希望型】）

第8条 本業務は、建設DXによる業務の効率化を目的とした「Web検査（受注者希望型）」の対象業務であり、別に定める「Web会議実施要領」を適用する。

- 2 受注者は、Web検査の実施を希望する場合は、業務着手時の打合せにおいて発注者と協議し、実施の範囲等を決定するものとする。

Web会議実施要領

徳島県HP <https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/kendozukuri/kensetsu/5035846/>

（業務箇所への遠隔臨場【受注者希望型】）

第9条 本業務は、建設DXによる業務の効率化を目的とした「遠隔臨場（受注者希望型）」の対象業務であり、別に定める「委託業務における遠隔臨場に関する実施要領」を適用する。

- 2 受注者は、遠隔臨場の実施を希望する場合は、業務着手時の打合せにおいて発注者と協議し、実施を決定するものとする。

委託業務における遠隔臨場に関する実施要領

徳島県HP <https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/kendozukuri/kensetsu/7215928/>

（情報共有システム活用業務【受注者希望型】）

第10条 受注者は、情報共有システム（以下「システム」という。）の活用を希望する場合は、監督員の承諾を得たうえで、システム活用の試行対象業務（以下、「対象業務」という）とすることができる。

- 2 対象業務は、次のURLにある「情報共有システム活用試行要領について」を適用することとする。

情報共有システム活用試行要領

徳島県CALS/EC <https://e-denshinyusatsu.pref.tokushima.lg.jp/cals/category/download/jyouhoukyouyuu/>

（本業務の特記仕様事項）

第11条 本業務における特記仕様事項は、次のとおりとする。

【砂防事業全体計画書作成業務】

第1章 適用

本特記仕様書は、徳島県が実施する「砂防事業全体計画書作成業務」に適用する。

第2章 業務概要

本業務は、土石流危険渓流における土砂災害防止を目的とした砂防事業の認可のために必要となる「砂防事業全体計画書（パターン②）」の作成を行うものである。

第3章 業務内容

3.1 計画準備・資料収集整理

業務着手に先立ち、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容の確認を行うとともに、人員・工程等を検討し、業務計画書の作成を行うものとする。

また、「土砂災害警戒区域等に関する基礎調査」（以降、基礎調査と記す）等の関連資料を収集し、業務の基礎資料とする。

3.2 現地踏査

受注者は、渓流特性等の把握を目的とした現地踏査を行うものとする。

3.3 配置計画

受注者は、対象渓流において最も適する施設配置計画を実施するものとする。なお、施設配置で必要となる諸条件は基礎調査資料等より引用するものとし、地形データは砂防基盤図とする。

3.4 認可申請資料作成

受注者は、以下の認可申請資料の作成を行うものとする。

- ・概要説明資料
- ・流域概要図
- ・調書（別紙1～6）

3.5 報告書作成

受注者は、業務の成果として、徳島県設計業務共通仕様書第1211条設計業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。

第4章 打合せ等

4.1 打合せ

打合会の回数は、下記を予定している。

- 1)業務着手時
- 2)中間打合せ 3回
- 3)成果物納入時

4.2 関係機関打合せ協議

第5章 成果品

成果品は以下のとおりとする。

- ・報告書（電子データ）：2部（CD-R等）
- ・報告書（A4版）：1部（ワープロ製本）

【砂防堰堤堆砂計測板設置業務】

第1章 適用

本特記仕様書は、徳島県が実施する「砂防堰堤堆砂計測板設置業務」に適用する。
本特記仕様書に定めのない事項については、準拠図書に基づき実施しなければならない。
なお、実施する砂防堰堤は下記のとおりとする。

・ 松ノ木谷砂防堰堤

第2章 業務概要

本業務は、那賀庁舎管内に設置された管理型砂防堰堤1基において、除石管理を目的とした堆砂計測板の設置を実施するものである。

第3章 業務内容

3.1 現地踏査及び資料収集整理

受注者は、貸与資料を基に現地踏査を行い、既存施設状況、堆砂状況等を把握し、あわせて堆砂計測板設置の観点から現地状況を把握し、整理するものとする。

また、対象砂防堰堤に関する既存資料について収集・整理を行うものとする。

3.2 除石計画高の検討

受注者は現地踏査や既存資料、設計図書に示された事項に基づき、除石計画高の検討を行い、除石開始高を決定すると共に、設置位置等について検討を行うものとする。

3.3 堆砂計測板及び文字板の設置

① 受注者は、堆砂計測板及び文字板の規格・仕様について、あらかじめ監督員の承諾を受けるものとし、製品搬入時には監督員の確認を受けるものとする。

② 受注者は、堆砂計測板及び文字板について、除石計画高の検討で決定した設置位置に設置を行うものとする。
なお、設置に際して必要となる仮設備について簡易なものを見込んでいるが、単管傾斜足場等が必要となる場合は、別途、監督員と協議のうえ、変更対象とする。また、設置完了後には監督員と協議のうえ、設置状況の確認を行うものとする。